

## 成年後見制度って？

病気や障害などによって、判断能力が十分でない方の権利を守る制度です。家庭裁判所がご本人を援助する人を選任し、ご本人の代わりに、お金や生活にかかわる手続きなどの法律行為を行う制度です。

## 後見人ってどんな人がなれるの？

家庭裁判所がご本人の権利を守る人を選任します。ご本人の心身の状態、成年後見人となる人の一切の事情を考慮したうえで、親族のほか、弁護士などの専門家から選任します。

## どんなことができる制度なの？

後見人は、ご本人に代わって次のことができます。

### 身上保護

ご本人の意思を尊重し、心身の状態及び生活の状況に配慮した支援を行います。

例) 施設利用など、各種公的サービスの手続きや費用の支払など、定期的に訪問し生活状況の確認をしながら支援します。

### 財産管理

ご本人の不利益とならないようご本人に代わって財産管理を行います。

例) 印鑑、預貯金通帳の管理/収支の管理/不動産の管理など

北信圏域権利擁護センターでは、本人に身寄りがなく、適切な後見人を見つけるのが難しい場合などに、家庭裁判所の決定を受け、法人後見事業を行っています。

## こんな時ご相談ください

身寄りのない高齢者のお宅に見知らぬ人が出入りするようになった。心配だなあ。

ご近所さんより

私たち夫婦も高齢になった。同居している知的障がいのある一人娘の将来が心配。知的障がい者の親御さんより

知的障がいのある〇〇さん、たびたび高額で、不必要な訪問販売の被害にあっているみたい。

民生児童委員さんより

家族の後見人になったが家庭裁判所への報告書をどう作成すればいいのかわからないので教えてほしい

親族後見人さんより

最近どうも物忘れがひどくなった。近くに頼れる親族はいないし。自分の将来が不安になってきた。

ひとり暮らしで高齢のご本人さんより

北信圏域権利擁護センターは、市町村担当者や法律の専門家をはじめ、関係機関と連携しながら、制度の内容、制度活用に関わる書類や手続きのこと、後見人等に選任された後の後見活動に関することなど制度全般について総合的に相談に応じます。